

審 査 基 準

令和7年3月5日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第7条第5項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第5条第9項、第10項、第4条第2項 (許可証の書換への申請)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110内線3031)
備 考 :